

## 宝塚市立看護専門学校定期健康診断及び感染症予防要領

(趣旨)

第1条 この要領は、宝塚市立看護専門学校細則第30条の規定により学生の定期健康診断内容のほか、学生の健康管理及び感染症予防について必要な事項を定める。

(検査項目)

第2条 学生の定期健康診断の項目は、別表1のとおりとする。

2 定期健康診断に要する費用は、学校が負担する。

(感染予防対策)

第3条 学校長は、感染症に対して適切に対応することにより、学生の感染と発病を予防する。

2 学校長は、学生の感染予防のため、次に掲げる検査を定期健康診断にあわせて実施するものとし、その費用は学生の負担とする。

(1) 結核検査(T-spot)

(2) B型肝炎抗原・抗体検査

(3) 4種抗体価検査(風疹・麻疹・水痘・流行性耳下腺炎)

(4) C型肝炎検査

3 前項各号に定める検査の結果は、1部を学校が1部を学生自身が保管する。

4 学生は、検査結果を基に健康診断に関連する個人票(様式第1号)を2部作成し、1部を学校に提出する。

5 学校または学生は、実習施設からの要請があるときは前項の健康診断に関連する個人票を提示するものとする。

6 日常の感染予防策は、感染拡大状況により判断し指示する。

7 実習中の感染予防策については、実習施設と協議の上決定する。

(予防接種)

第4条 前条第2項第2号及び同第3号に定める検査の結果が、次項に掲げる「免疫がある要件」に該当しないときは、原則としてワクチン接種を行うものとする。

2 「免疫がある要件」とは次のとおりとする。

(1) 麻疹・風疹・水痘・流行性耳下腺炎については、次のいずれか一つを満たすこと。

ア 血清IgG抗体が陽性(EIA法)であること。陽性の基準は別表2のとおりとする。

イ 満1歳以降に28日間以上開けて2回以上ワクチンを接種していること。

ウ 入学時の検査以降にワクチン接種を行っていること。

(2) B型肝炎については、次のいずれか一つを満たすこと。

ア 抗HBs抗体価が10mIU/ml(EIA法)以上であること。

イ B型肝炎ワクチンを3回以上(2回目接種は1回目接種の4週目以降、3回目接種は1回目接種の24週以降)接種し、その後抗HBs抗体検査を行なっていること。

3 前項に該当する学生は、書面で学校長に証明する。

4 インフルエンザについては、全学生に奨励(冬季に実習のある場合は時に)する。

5 その他の予防接種についても感染状況により、学校長が奨励することがある。

(感染対策マニュアル)

第5条 学校長は、感染症対策及び針刺しなどの事故を防止するため感染対策マニュアルを別に定めるものとする。

(その他)

第6条 この要領のほか、学生の健康管理について必要な事項は学校長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和2年1月1日から施行する。
- 2 宝塚市立看護専門学校定期健康診断要領は廃止する。

附 則

- 1 この要領は、令和5年5月8日から施行する。

別表1 (第2条関係)

項 目		
診察	医師内科診察	
計測	身長・体重	
	血圧	
視機能	視力・遠方	
尿検査	糖・蛋白・潜血	
血液検査	貧血	赤血球・血色素数・血球容積・白血球数
	肝機能	A S T(GOT)・A L T(GPT)・ $\gamma$ -G T P
	脂質	総コレステロール
		中性脂肪
		H D L - C
		L D L - C
糖代謝	血糖	
聴力検査	オージオ法(1KHz:30db・4KHz:40db)	
心電図検査	(12誘導)	
胸部 X 線検査	直接撮影	

別表2 (第4条関係)

疾患名	検査方法	基準値
麻疹	E I A法	16.0以上
風疹		8.0以上
水痘		4.0以上
流行性耳下腺炎		4.0以上
B型肝炎		10mIU/ml
結核	T-spot	陰性